

令和2年1月7日

問合せへの回答について

文化庁参事官（芸術文化担当）付
新文化芸術創造活動推進室

動画配信クリエイターによる文化プログラムの認知度向上に資する動画コンテンツの制作等に関する業務について、1月7日までにお問合せいただいた件に対して、下記のとおり回答いたします。

記

Q1 採択件数について、1～2件程度と記載あるが、1団体より複数の企画提案を提出することは可能か。

A1 1団体より複数提案を提出することは可能です。

Q2 動画配信クリエイターには、著名人も含まれると捉えても問題ないか。

A2 著名人も含まれるという認識で問題ございません。

Q3 制作した動画コンテンツについて、動画配信クリエイターの YouTube 公式チャンネルにアップロードし、別に編集したものを文化庁の YouTube 公式チャンネルにもアップロードすること、と記載があるが、どういったことを想定しているのか。

A3 YouTube のポリシーに沿った運用を念頭においており、同一の動画を複数のチャンネルにアップロードすることを避けることを想定しております。